

平成23年6月10日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年（レ）第17号不当利得返還請求控訴事件（原審・宇治簡易裁判所平成22年（ハ）第505号）

口頭弁論終結日 平成23年4月15日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人（原審被告）	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福田 吉孝
同代理人支配人	末松 孝一

被控訴人（原審原告）	
同訴訟代理人弁護士	成田 康宏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

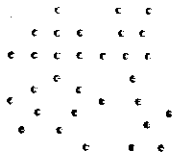
第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、貸金業者である控訴人との間で継続的金銭消費貸借契約を締結し、同契約に基づき借入と弁済を繰り返してきたところ、利息制限法所定の制限利率を適用して引き直し計算を行うと、控訴人に不当利得（いわゆる過払金）が生じているとし、さらに、控訴人は過払金を収受



する法律上の原因がないことにつき悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びこれに対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人がその全部を不服として控訴した。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実）

- (1) 控訴人は、利息制限法所定の制限利率を超える利率で利息を付して貸付を行った貸金業者である（争いがない。）。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成9年10月3日、一定の限度額の範囲で継続的に借入と弁済を繰り返すことができる旨の基本契約（以下この方式を「リボルビング方式」ということがある。）を締結し、以後、平成22年6月28日まで、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「年月日」欄記載の日に、控訴人から「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、又は控訴人に対し「弁済額」欄記載の金額を弁済した（争いがない。以下「本件取引」という。）。

3 争点

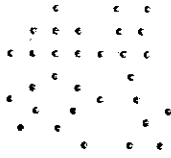
- (1) 悪意の受益者
- (2) 現存利益
- (3) 民法704条前段所定の利息を付すべき時期

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（悪意の受益者）について

【被控訴人の主張】

控訴人は、貸金業者であるから、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原



因がないことを知りながら過払金を取得した者，すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成19年7月13日第2小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

法17条1項及び法18条1項に定められた，貸金業者が顧客に交付すべきとされていた書面（以下，法17条1項に定められた書面を「17条書面」といい，法18条1項に定められた書面を「18条書面」という。）の交付の有無は，法令の明文の規定の解釈問題であり，本来，貸金業者は，その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから，現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に，それをやむを得ないとするには，少なくとも，控訴人の主張に一致する解釈が通説とされていて，これと異なる解釈をすることを期待することができなかつたというような事情が必要であり，単に，控訴人が主張するような事情だけでは，控訴人において，法43条の適用があるとの認識を有していたとしても，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。

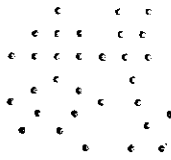
特に，控訴人は，17条書面に要求されていた「返済期間及び返済回数」について，控訴人の主張に一致する裁判例が相当数あったという事情もないのに，平成14年8月まで，漫然と「返済期間及び返済回数」の記載を怠っていたものであり，到底上記特段の事情があるとはいえない。

【控訴人の主張】

ア 控訴人は，利息制限法所定の制限利率を超える部分を利息の債務の弁済として受領するについて，法43条1項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるから，民法704条の悪意の受益者ではない。

すなわち，控訴人は，17条書面及び18条書面を，顧客に対して交付する一般的な業務態勢を構築していたものである。

イ 控訴人における17条書面及び18条書面を交付する業務態勢は次のと



おりである。

- (ア) 控訴人は、リボルビング方式による貸付を行う場合、顧客に対し、基本契約締結時に、金銭消費貸借基本契約書（乙１６〔枝番を含む。以下特に指摘しない限り同様である。〕）を交付し、さらに、顧客に対し個別の貸付を行う際、及び顧客から返済を受ける際に、「ご利用明細書」ないし「ご利用明細書兼領収書」（乙１７）を交付してきた。

被控訴人との本件取引に関しても、平成９年１０月３日に金銭消費貸借基本契約書を作成・交付し（乙７）、また、その後の平成１１年１０月２０日に、改めて金銭消費貸借基本契約書を作成・交付し（乙８）、さらに、借入と弁済の都度、再発行伝票（乙１５）及び平成１６年３月２４日の取引に関するＡＴＭジャーナル等（乙１０ないし１４）から推認されたとおり、１７条書面、１８条書面の記載要件を充たしている契約書面及び受取証書を交付していたと認識していた。

- (イ) 次の項目については、控訴人が交付していた契約書面及び受取証書には記載がなかった。

① １７条書面について

期限の利益の喪失の定めがあるときはその旨及びその内容（法施行規則１３条１項１号リ）

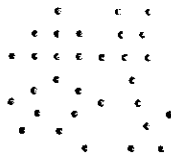
② １８条書面について

(a) 契約年月日（法１８条１項２号）

(b) 貸付けの金額（法１８条１項３号）

(c) 契約の相手方の氏名及び住所（法施行規則１５条１項３号）

しかし、上記項目の記載が欠けていても、みなし弁済の適用があると認識していたとしてもやむを得ないといえる特段の事情が存在することは、最高裁平成２１年７月１０日第２小法廷判決・民集６３巻６号１１７０頁のとおりである。



(ウ) また、次の項目については、控訴人が金銭消費貸借基本契約締結の際に交付していた契約書面には、具体的な記載がなかった。

① 返済期間及び返済回数（法１７条１項６号）

② 各回の返済期日及び返済金額（法施行規則１３条１項１号チ）

しかし、上記項目を記載することは、リボルビング方式の性質上、不可能であるため、これらの項目に準じるものとして、個々の貸付の際に交付した書面に次回返済期日及び次回返済金額を記載していた。そして、福岡高裁平成１６年１１月１８日判決（平成１６年(ホ)第４８８号）のように、個別貸付・弁済の際に交付される書面の「今回残高」、「次回支払期限」及び「次回入金予定額」の各記載によって借主は自己の債務の内容を把握し、その後の返済計画を検討することも十分可能であるから、返済期間及び返済回数の記載を要しないとした裁判例も存在していたところである。

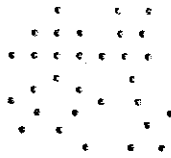
したがって、上記項目の記載が欠けていても、みなし弁済の適用があると認識していたとしてもやむを得ないといえる特段の事情が存在する。

なお、控訴人は、平成１４年８月に、上記項目に準じた事項として、次回期日及び次回返済金額のほかに、「最終返済期限」、「残返済回数」、「各回返済期日」及び「各回元金支払額」の記載を追加した。

(エ) さらに、控訴人がリボルビング契約締結の際に交付した契約書面に示され、個々の貸付の際に変更されていない項目については、個々の貸付の際に交付する契約書面に記載がない項目があるが、リボルビング契約締結の際に交付した契約書面と併せて、実質的に１７条書面を交付したものである。

ウ 最高裁判決及び監督官庁との関係について

(ア) 最高裁平成２年１月２２日第２小法廷判決・民集４４巻１号３３２頁（以下「平成２年判決」という。）は、みなし弁済における任意性要件

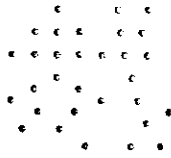


の意義について、債務者が利息の契約に基づく利息または賠償額の予定に基づく賠償金の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によって支払ったことをいい、支払金額が利息制限法の制限を超過していたことや、当該超過部分の契約が無効であることまでの認識を不要とし、任意性要件を緩やかに解した。また、17条書面、18条書面の記載事項について、債務者が貸金業者に対してした金銭の支払が法43条1項によって有効な利息の弁済とみなされるには、契約書面及び受取証書の記載が法の趣旨に合致するものでなければならないと判示し、契約年月日の記載が真実と異なる旨の主張や借換の場合に記載すべき旧債務の金額が記載されていない旨の主張を上告審として取り上げなかった。したがって、このときには、17条書面、18条書面の記載事項について、弾力的な解釈適用が肯定されたのである。

また、最高裁平成16年2月20日第2小法廷判決・民集58巻2号475頁及び同日同法廷判決・民集58巻2号380頁は、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものと判示したが、どの程度厳格に記載しなければならないか、その具体的な基準は示されず、解釈の余地が残った。

さらに、最高裁平成18年1月13日第2小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）は、それまでの法43条1項の適用要件に関する理解を根本から覆す、驚くべき内容であった。

- (イ) また、昭和58年9月30日付大蔵省銀行局長通達（乙23）第2の4によれば、リボルビング方式による貸付等の包括契約においては、貸付の金額及び貸付の年月日の記載は不要であり、また、複数書面の交付をもって17条書面の交付であると認められていた。また、平成10年6月に発表された金融庁事務ガイドラインにおいても、基本契約書と個別貸付書面との補完関係が認められた。



(ウ) 控訴人は、このような最高裁の立場の変遷や監督官庁の示した解釈に応じて、その都度法の立法趣旨及び監督官庁の指導に従って17条書面及び18条書面を交付する態勢を整えていた。なお、控訴人は、17条書面または18条書面の交付の不備を理由に行政処分を受けたことはない。

エ 以上より、控訴人は、悪意の受益者ではない。

(2) 争点(2) (現存利益) について

【被控訴人の主張】

控訴人は悪意の受益者であるから、被控訴人に対し、民法704条前段に基づき、過払金元金及びこれに対する法定利息を付してその不当利得を返還すべきである。

【控訴人の主張】

控訴人は、悪意の受益者ではないから、不当利得返還の範囲は、現存利益にとどまるところ（民法703条）、控訴人は、顧客から受領した弁済金の一部を法人税として納付しており、同部分に相当する範囲（過払金元金の45%である。）において控訴人には現存利益はない。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、過払金元金の55%を返還すれば足りるというべきである。

(3) 争点(3) (民法704条前段所定の利息を付すべき時期) について

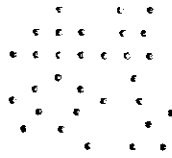
【控訴人の主張】

仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条前段所定の利息を付すべき時期は、訴状送達の日翌日ないし取引終了日の翌日である。

【被控訴人の主張】

民法704条前段所定の利息を付すべき時期は、控訴人が過払金を収受したときである。

控訴人の主張は、最高裁判決に反する。



第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (悪意の受益者) について

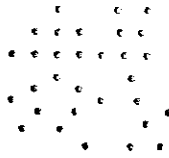
(1) 判断枠組み

控訴人は、本件取引につき、法43条1項（以下「みなし弁済条項」という。）の適用があることを主張せず、みなし弁済条項の適用の要件を具備していることの立証もしないから、本件取引について、みなし弁済条項の適用はない。そして、このような場合には、控訴人において、みなし弁済条項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、控訴人は悪意の受益者と推認されるというべきである。

この特段の事情について、控訴人は、控訴人において17条書面、18条書面を交付する一般的業務態勢を構築し、かつ、現実にもこれらの書面を交付していたと主張するところ、たしかに、証拠（乙7ないし17）によれば、控訴人が、顧客とのリボルビング方式による金銭消費貸借基本契約を締結する際に交付する契約書面、個別の貸付の際に交付する契約書面及び顧客から返済を受ける際に交付する受取証書について、書式の改訂を重ねてきたことが認められ、これによれば、控訴人が、17条書面及び18条書面の要件を具備するよう努めており、これによりみなし弁済条項の適用があるとの認識を有していたことが推認される。

しかし、貸金業者が、法令を遵守することは当然のことであって、単に法令を遵守しているからみなし弁済条項の適用があるとの認識を有していたというだけでは、上記特段の事情があるということはできず、上記特段の事情があるというためには、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを要する。

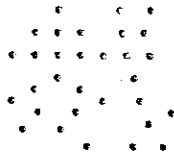
そこで、このような観点から、いわゆる17条書面、18条書面の交付態勢に関して上記特段の事情の有無について検討する。



(2) 17条書面における「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載について

ア まず、17条書面における「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載について検討するに、証拠（乙7）によれば、控訴人が被控訴人に対し、本件取引において平成9年10月3日にリボルビング方式による基本契約締結の際に交付した契約書面には、返済方式につき、「ハイバランスリボルビング返済」であって、借入後残高に応じて各回に最低限支払うべき元金の定めがあり、最終支払期限は当初借入日又は追加借入日から5年以内の59回払いである旨、及び利息につき、年利29.2パーセントであり、残元金に利率を乗じた上、365で除し、さらに各回の利用日数を乗じることにより算出する旨の各記載があることが認められ、さらに、証拠（乙8）によれば、平成11年10月20日の貸付取引の際、控訴人と被控訴人が改めて金銭消費貸借基本契約書兼告知書を作成し、同日以降、返済方式が「元金定率リボルビング返済」方式、すなわち借入後残高に所定の百分率を乗じた金額を毎回の元金支払額とし、返済回数は借入後残高を毎回の支払元金で除することにより算出する方式となったことが認められる。また、証拠（乙15）によれば、本件取引期間中、個別貸付の際に控訴人が被控訴人に交付した「ご利用明細書兼領収書」と題する書面（以下「個別貸付書面」という。）には、①平成14年8月以前は「ご利用残高」及び「次回返済期日」の各記載があるものの、「次回返済金額」、「残返済回数」、「各回元金支払額」及び「最終返済期限」の各記載がないこと、②平成14年8月以降は「ご利用残高」、「次回返済期日」の各記載に加え、「次回返済金額」、「残返済回数」、「各回元金支払額」及び「最終返済期限」の各記載があることが認められる。

このような記載が17条書面における「返済期間及び返済回数」及び

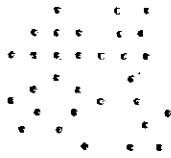


「各回の返済期日及び返済金額」の記載要件を充たすか否かについて、最高裁平成17年12月15日第1小法廷判決・民集59巻10号2899頁（以下「平成17年判決」という。）は、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」として、当該貸付を含めたその時点での全貸付の残元金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきである旨判示した。

したがって、少なくとも、控訴人が平成14年8月以前に被控訴人に交付した上記個別貸付書面の記載では、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載要件を充たさないというべきである。よって、みなし弁済条項の適用は認められない。

イ そこで、控訴人が、本件取引当時の平成14年8月以前、17条書面の記載要件にかかる上記の解釈に基づき契約書面の記載内容を整えなかったことがやむを得ないと認められる特段の事情の有無について検討するに、平成17年判決の現れる以前の状況については、当裁判所に顕著な事実として次の事実が認められる。

（ア）大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日蔵銀第2602号「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」。以下「基本通達」という。）の第2の4(2)ハには、リボルビング方式による貸付等、包括契約に基づく貸付を行う場合の17条書面の交付について、「包括契約に基づく貸付けについての書面の交付は、次による。(イ)包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときには、そのいずれのときにも書面を交付しなければならない。(ロ)包括契約を締結したときに交付する書面には、法第17条第1項に掲げる事項中、当該包括契約において特定しうる事項を記載しなければならない。(ハ)包括契約に基づく貸付けをしたときに交付する書面には、貸付けの金額、貸付けの年月日

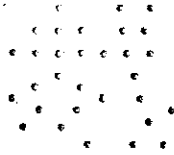


及び当該包括契約の契約番号を記載しなければならない。」と記載されていた。この記載によれば、リボルビング方式の貸付をした場合には、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載に代えて上記(ロ)及び(イ)の事項を記載すれば足りるとされているようにも解釈することができた。

しかし、基本通達は、その後、平成10年6月の金融監督庁の設置に伴って廃止され、「金融監督庁事務ガイドライン」に引き継がれ、さらに、平成12年7月の金融庁の設置及び金融監督庁の廃止に伴い、「金融監督庁事務ガイドライン」は「金融庁事務ガイドライン」となった。

そして、基本通達が「金融監督庁事務ガイドライン」に引き継がれる際、基本通達第2の4(2)ハは、「包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく契約貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、少なくとも両書面を併せてみるときにそれが法第17条第1項の要件を充足したものであり、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること。」と変更されて同ガイドライン3-2-3(4)に記載された。なお、上記にいう両書面とは、包括契約を締結した際に交付する書面及び当該包括契約に基づく貸付を行った際に交付する書面をいう。

- (イ) 上記ガイドラインの記載内容は、名古屋高裁平成8年10月23日判決・判例時報1600号103頁を受けたものであって、同判決は、リボルビング方式により貸付を行う貸金業者が、基本契約締結の際に交付した契約書面に、最低支払額の記載があり、また、個々の貸付の際に交付した契約書面に、返済金の受領日、返済利息の計算日数、返済金充当の内訳（利息、元金）、次回返済期日と返済額、融資額、融資残高の記載があった事案において、「法の趣旨からすると、契約書面の記載事項

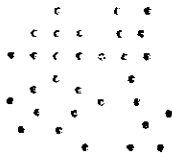


は、債務者が自己の債務の内容を正確に認識し、弁済計画の参考とする程度の一義的、具体的、明確なものでなければならない」とし、当該貸金業者が債務者に交付していた契約書面における上記各記載では、債務者が、弁済計画を考えるための自己の債務内容を正確に認識することは困難であるというほかないとしてみなし弁済の適用が認められない旨判示したものである。

(ウ) また、上記名古屋高裁判決の現れる以前においても、神戸地裁平成7年8月8日判決・消費者法ニュース25号35頁は、元利定額リボルビング方式の貸付の事案について、法の趣旨に照らせば、17条書面の記載要件は、これを厳格に解釈する必要がある、個々の貸付の際、少なくとも、その時点における最低限度の返済額によった場合の返済期間及び返済回数を明示しなければ、「返済期間及び返済回数」の記載要件を充たしたとみるのは困難である旨判示した。

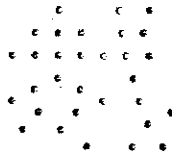
(エ) さらに、そもそも、平成2年判決は、「法の趣旨にかんがみれば、債務者が貸金業者に対してした金銭の支払が法43条1項又は3項によって有効な利息又は賠償金の債務の弁済とみなされるには、契約書面及び受取証書の記載が法の趣旨に合致するものでなければならない」として、法の趣旨に適合する記載を求めていたものである。

ウ 以上のような「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載につき、控訴人と被控訴人の取引が開始される以前から既に厳格な解釈がみられていた状況が存在することと、そのような解釈がなされる背景として、貸金業者にいわゆるみなし弁済の恩典を与えるについては、消費者たる債務者の立場に配慮し、その利益をできる限り擁護しようとする法解釈の姿勢があり、そのような姿勢は、その後の平成17年判決や平成18年判決で示されたように、貸金業規制法の解釈の姿勢として至極当然のものというべきであったことに鑑みれば、本件に顕れた主張及び



証拠を検討しても、法令の規定を形式的に遵守し、通達による監督官庁の指導に服していたというだけでは、本件取引当時、控訴人が交付していた契約書面、個別貸付書面の記載をもって17条書面の記載要件を充たすと認識・期待したことにつき合理的な根拠があったことの証明はなく、上記の法解釈の姿勢を理解し、消費者たる債務者に不利益を及ぼさないように格別の努力をしたような場合でもなければ、上記の特段の事情は認められないというべきである。

この点、控訴人は、平成2年判決が、自己の解釈に沿うように17条書面及び18条書面の記載要件について緩やかに解したものである旨、あるいは、控訴人が17条書面の記載不備による行政処分を受けたことがない旨主張し、また、自己の見解を容れた前記福岡高裁判決を挙げるところ、同判決及び同判決の他に、個別貸付書面において貸付残高、次回支払期限及び次回入金予定額の各記載をすることによって「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載要件を充たすとした下級審判決が複数存在したことは顕著な事実であるが、平成2年判決は、本来的にはあくまで法の趣旨に適合した記載を求める趣旨の判断をしたものであって、その後に言い渡された上記名古屋高裁判決や神戸地裁判決が、平成2年判決の述べるところに従い、法の趣旨を解釈して、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載は、債務者が自己の債務の内容を正確に認識し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものでなければならないとの結論を導き、その解釈が、その後、金融監督庁、金融庁のガイドラインに取り入れられたとみられること等からすれば、平成2年判決及び控訴人の解釈に沿う下級審判決の存在や、控訴人が17条書面の記載不備につき行政処分を受けたことがなかったこと等のみで、契約書面の記載内容を整えなかったことがやむを得ないと認められる特段の事情があるとはいえない。



結局のところ、控訴人の主張は、貸金業規制法施行令と、それにかかる基本通達なりガイドラインの、文言のあいまいな部分を自己に有利に（業務コストの増大や、債務者が自己の借入金の重さを知って多少なりとも借入を手控える可能性につながるような情報の提供を差し控えるように）解釈し、そのいわば最低限のラインを守ることだけで特段の事情があると主張するもので、採用することができない。

エ 以上より、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載要件との関係で、控訴人は悪意の受益者であると推定され、これを覆す主張立証がなされていないから、法４３条１項に関するその余の適用要件について検討するまでもなく、控訴人は、悪意の受益者であると認められる。

2 争点(2)（現存利益）について

上記１のとおり、控訴人は悪意の受益者であると認められるから、民法７０４条前段に基づき、過払金元金及びこれに対する法定利息を付してその不当利得を返還すべきである。

控訴人の主張は、控訴人が悪意でないことを前提とするものであり、失当である。

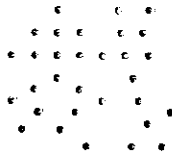
3 争点(3)（民法７０４条前段所定の利息を付すべき時期）について

民法７０４条前段所定の利息を付すべき時期は、過払金発生時である（最高裁平成２１年９月４日第２小法廷判決・裁判集民事２３１号４７７頁）。

控訴人の主張は、控訴人独自の見解であって、採用し得ない。

4 まとめ

そうすると、本件取引において控訴人が被控訴人に対して負う過払金返還債務は、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおり、元金８０万４８５７円及び平成２２年６月２８日時点で確定した法定利息６万５４２０円及び上記元金に対する平成２２年６月２９日から支払済みまで年５分の割合に



よる法定利息となる。

第4 結論

以上によれば，被控訴人の請求は理由があるから，これを認容した原判決は相当である。よって，本件控訴は理由がないから，これを棄却することとして，主文のとおり判決する。

なお，仮執行免脱宣言や，仮執行をすることができる時期を判決の送達から一定期間後とする宣言は，いずれも相当でないからこれを付さない。

京都地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 松 本 清 隆

裁判官 井 川 真 志

裁判官 千 葉 康 一

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

過払利率 5%

会員番号: [REDACTED]

貸金業者: アイフル(株)

作成者: [REDACTED] 代理人弁護士成田康宏

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9. 10. 3	200,000		0.18				200,000		
2	H9. 10. 27		10,000	0.18	24	2,367	0	192,367	0	0
3	H9. 11. 14	100,000		0.18	18	1,707	1,707	292,367	0	0
4	H9. 11. 26		16,000	0.18	12	1,730	0	279,804	0	0
5	H9. 12. 26		17,000	0.18	30	4,139	0	266,943	0	0
6	H10. 1. 27		18,000	0.18	32	4,212	0	253,155	0	0
7	H10. 2. 26		17,000	0.18	30	3,745	0	239,900	0	0
8	H10. 3. 11	50,000		0.18	13	1,537	1,537	289,900	0	0
9	H10. 3. 25		16,040	0.18	14	2,001	0	277,398	0	0
10	H10. 4. 29		20,000	0.18	35	4,787	0	262,185	0	0
11	H10. 5. 21		15,000	0.18	22	2,844	0	250,029	0	0
12	H10. 5. 30	60,000		0.18	9	1,109	1,109	310,029	0	0
13	H10. 6. 22		60,000	0.18	23	3,516	0	254,654	0	0
14	H10. 7. 22		20,000	0.18	30	3,767	0	238,421	0	0
15	H10. 8. 23		17,000	0.18	32	3,762	0	225,183	0	0
16	H10. 9. 14		20,000	0.18	22	2,443	0	207,626	0	0
17	H10. 9. 29		13,000	0.18	15	1,535	0	196,161	0	0
18	H10. 10. 13		30,000	0.18	14	1,354	0	167,515	0	0
19	H10. 10. 25		15,000	0.18	12	991	0	153,506	0	0
20	H10. 11. 10	60,000		0.18	16	1,211	1,211	213,506	0	0
21	H10. 11. 24		17,000	0.18	14	1,474	0	199,191	0	0
22	H10. 12. 3	100,000		0.18	9	884	884	299,191	0	0
23	H10. 12. 16		20,000	0.18	13	1,918	0	281,993	0	0
24	H11. 1. 18		20,000	0.18	33	4,589	0	266,582	0	0
25	H11. 1. 21	40,000		0.18	3	394	394	306,582	0	0
26	H11. 2. 7	80,000		0.18	17	2,570	2,964	386,582	0	0
27	H11. 2. 17		20,000	0.18	10	1,906	0	371,452	0	0
28	H11. 3. 23		22,000	0.18	34	6,228	0	355,680	0	0
29	H11. 4. 8	60,000		0.18	16	2,806	2,806	415,680	0	0
30	H11. 4. 22		21,000	0.18	14	2,869	0	400,355	0	0
31	H11. 5. 19		20,000	0.18	27	5,330	0	385,685	0	0
32	H11. 6. 21		22,000	0.18	33	6,276	0	369,961	0	0
33	H11. 7. 22		21,000	0.18	31	5,655	0	354,616	0	0
34	H11. 8. 23		21,000	0.18	32	5,596	0	339,212	0	0
35	H11. 9. 16		20,000	0.18	24	4,014	0	323,226	0	0
36	H11. 10. 20		22,000	0.18	34	5,419	0	306,645	0	0
37	H11. 10. 20		459	0.18	0	0	0	306,186	0	0
38	H11. 11. 5		12,000	0.18	16	2,415	0	296,601	0	0
39	H11. 11. 22		16,000	0.18	17	2,486	0	283,087	0	0
40	H11. 11. 22	16,000		0.18	0	0	0	299,087	0	0
41	H11. 11. 25		20,000	0.18	3	442	0	279,529	0	0
42	H11. 11. 25		10,000	0.18	0	0	0	269,529	0	0
43	H11. 12. 27		20,000	0.18	32	4,253	0	253,782	0	0
44	H12. 1. 26		16,000	0.18	30	3,745	0	241,527	0	0
45	H12. 2. 7	60,000		0.18	12	1,425	1,425	301,527	0	0
46	H12. 2. 17	30,000		0.18	10	1,482	2,907	331,527	0	0
47	H12. 2. 29		20,000	0.18	12	1,956	0	316,390	0	0
48	H12. 3. 4	75,000		0.18	4	622	622	391,390	0	0
49	H12. 3. 28		21,000	0.18	24	4,619	0	375,631	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
50	H12. 4. 27		21,000	0.18	30	5,542	0	360,173	0	0
51	H12. 5. 2	20,000		0.18	5	885	885	380,173	0	0
52	H12. 5. 9		20,000	0.18	7	1,308	0	362,366	0	0
53	H12. 5. 27		20,000	0.18	18	3,207	0	345,573	0	0
54	H12. 6. 27		21,000	0.18	31	5,268	0	329,841	0	0
55	H12. 7. 4	40,000		0.18	7	1,135	1,135	369,841	0	0
56	H12. 7. 26		21,000	0.18	22	4,001	0	353,977	0	0
57	H12. 8. 28		22,073	0.18	33	5,744	0	337,648	0	0
58	H12. 9. 26		21,000	0.18	29	4,815	0	321,463	0	0
59	H12. 10. 14	30,000		0.18	18	2,845	2,845	351,463	0	0
60	H12. 10. 26		21,000	0.18	12	2,074	0	335,382	0	0
61	H12. 11. 27		22,000	0.18	32	5,278	0	318,660	0	0
62	H12. 12. 26		21,000	0.18	29	4,544	0	302,204	0	0
63	H13. 1. 26		21,000	0.18	31	4,617	0	285,821	0	0
64	H13. 2. 5	40,000		0.18	10	1,409	1,409	325,821	0	0
65	H13. 2. 26		22,000	0.18	21	3,374	0	308,604	0	0
66	H13. 3. 29		21,288	0.18	31	4,717	0	292,033	0	0
67	H13. 4. 26		20,000	0.18	28	4,032	0	276,065	0	0
68	H13. 5. 29		22,000	0.18	33	4,492	0	258,557	0	0
69	H13. 6. 27		20,000	0.18	29	3,697	0	242,254	0	0
70	H13. 7. 27		21,000	0.18	30	3,584	0	224,838	0	0
71	H13. 8. 23		20,000	0.18	27	2,993	0	207,831	0	0
72	H13. 8. 30		13,000	0.18	7	717	0	195,548	0	0
73	H13. 9. 3		415,879	0.18	4	385	0	-219,946	0	0
74	H15. 6. 27	100,000		0.18	662	0	0	-139,891	-19,945	0
75	H15. 7. 7	60,000		0.18	10	0	0	-80,082	-191	0
76	H15. 7. 10	30,000		0.18	3	0	0	-50,114	-32	0
77	H15. 7. 11	40,000		0.18	1	0	0	-10,120	-6	0
78	H15. 7. 27		20,000	0.18	16	0	0	-30,120	-22	-22
79	H15. 8. 5		10,000	0.18	9	0	0	-40,120	-37	-59
80	H15. 8. 29		10,000	0.18	24	0	0	-50,120	-131	-190
81	H15. 8. 30	30,000		0.18	1	0	0	-20,316	-6	0
82	H15. 9. 11	20,000		0.18	12	0	0	-349	-33	0
83	H15. 9. 12	30,000		0.18	1	0	0	29,651	0	0
84	H15. 9. 17	30,000		0.18	5	73	73	59,651	0	0
85	H15. 9. 19	30,000		0.18	2	58	131	89,651	0	0
86	H15. 10. 1		14,000	0.18	12	530	0	76,312	0	0
87	H15. 10. 4	40,000		0.18	3	112	112	116,312	0	0
88	H15. 10. 5	10,000		0.18	1	57	169	126,312	0	0
89	H15. 10. 6	30,000		0.18	1	62	231	156,312	0	0
90	H15. 10. 17	30,000		0.18	11	847	1,078	186,312	0	0
91	H15. 10. 18	20,000		0.18	1	91	1,169	206,312	0	0
92	H15. 10. 21	30,000		0.18	3	305	1,474	236,312	0	0
93	H15. 10. 31		20,000	0.18	10	1,165	0	218,951	0	0
94	H15. 11. 27		20,000	0.18	27	2,915	0	201,866	0	0
95	H15. 12. 26		22,000	0.18	29	2,886	0	182,752	0	0
96	H16. 1. 26		21,000	0.18	31	2,787	0	164,539	0	0
97	H16. 2. 26		21,000	0.18	31	2,508	0	146,047	0	0
98	H16. 3. 24		20,000	0.18	27	1,939	0	127,986	0	0
99	H16. 4. 3	30,000		0.18	10	629	629	157,986	0	0
100	H16. 4. 24		20,000	0.18	21	1,631	0	140,246	0	0
101	H16. 5. 26		20,000	0.18	32	2,207	0	122,453	0	0
102	H16. 6. 25		20,000	0.18	30	1,806	0	104,259	0	0
103	H16. 7. 24		20,000	0.18	29	1,486	0	85,745	0	0
104	H16. 8. 24		20,000	0.18	31	1,307	0	67,052	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
105	H16. 9. 20		20,000	0.18	27	890	0	47,942	0	0
106	H16. 9. 29		20,000	0.18	9	212	0	28,154	0	0
107	H16. 10. 26		20,000	0.18	27	373	0	8,527	0	0
108	H16. 11. 17	20,000		0.18	22	92	92	28,527	0	0
109	H16. 11. 27		20,000	0.18	10	140	0	8,759	0	0
110	H16. 12. 30		20,000	0.18	33	142	0	-11,099	0	0
111	H17. 1. 28		20,000	0.18	29	0	0	-31,099	-44	-44
112	H17. 2. 25		20,000	0.18	28	0	0	-51,099	-119	-163
113	H17. 3. 29		20,000	0.18	32	0	0	-71,099	-223	-386
114	H17. 4. 30		20,000	0.18	32	0	0	-91,099	-311	-697
115	H17. 5. 28		20,000	0.18	28	0	0	-111,099	-349	-1,046
116	H17. 6. 28		20,000	0.18	31	0	0	-131,099	-471	-1,517
117	H17. 7. 19	40,000		0.18	21	0	0	-92,993	-377	0
118	H17. 7. 22	40,000		0.18	3	0	0	-53,031	-38	0
119	H17. 7. 25		20,000	0.18	3	0	0	-73,031	-21	-21
120	H17. 8. 29		20,000	0.18	35	0	0	-93,031	-350	-371
121	H17. 9. 3	50,000		0.18	5	0	0	-43,465	-63	0
122	H17. 9. 25		20,000	0.18	22	0	0	-63,465	-130	-130
123	H17. 10. 26		20,000	0.18	31	0	0	-83,465	-269	-399
124	H17. 11. 3	60,000		0.18	8	0	0	-23,955	-91	0
125	H17. 11. 28		20,000	0.18	25	0	0	-43,955	-82	-82
126	H17. 12. 27		20,000	0.18	29	0	0	-63,955	-174	-256
127	H18. 1. 26		20,000	0.18	30	0	0	-83,955	-262	-518
128	H18. 2. 22		20,000	0.18	27	0	0	-103,955	-310	-828
129	H18. 3. 25		20,000	0.18	31	0	0	-123,955	-441	-1,269
130	H18. 4. 12	30,000		0.18	18	0	0	-95,529	-305	0
131	H18. 4. 29		20,000	0.18	17	0	0	-115,529	-222	-222
132	H18. 5. 1	90,000		0.18	2	0	0	-25,782	-31	0
133	H18. 5. 29		21,000	0.18	28	0	0	-46,782	-98	-98
134	H18. 6. 26		20,000	0.18	28	0	0	-66,782	-179	-277
135	H18. 7. 26		21,000	0.18	30	0	0	-87,782	-274	-551
136	H18. 8. 26		21,000	0.18	31	0	0	-108,782	-372	-923
137	H18. 9. 26		21,000	0.18	31	0	0	-129,782	-461	-1,384
138	H18. 10. 28		21,000	0.18	32	0	0	-150,782	-568	-1,952
139	H18. 11. 27		20,000	0.18	30	0	0	-170,782	-619	-2,571
140	H18. 12. 9	30,000		0.18	12	0	0	-143,633	-280	0
141	H18. 12. 27		20,000	0.18	18	0	0	-163,633	-354	-354
142	H19. 1. 27		20,000	0.18	31	0	0	-183,633	-694	-1,048
143	H19. 2. 26		20,000	0.18	30	0	0	-203,633	-754	-1,802
144	H19. 3. 26		20,000	0.18	28	0	0	-223,633	-781	-2,583
145	H19. 3. 29	70,000		0.18	3	0	0	-156,307	-91	0
146	H19. 4. 27		21,000	0.18	29	0	0	-177,307	-620	-620
147	H19. 5. 26		20,000	0.18	29	0	0	-197,307	-704	-1,324
148	H19. 6. 30		22,000	0.18	35	0	0	-219,307	-945	-2,269
149	H19. 7. 26		20,000	0.18	26	0	0	-239,307	-781	-3,050
150	H19. 8. 27		21,000	0.18	32	0	0	-260,307	-1,049	-4,099
151	H19. 9. 27		20,000	0.18	31	0	0	-280,307	-1,105	-5,204
152	H19. 10. 25		20,000	0.18	28	0	0	-300,307	-1,075	-6,279
153	H19. 11. 26		20,000	0.18	32	0	0	-320,307	-1,316	-7,595
154	H19. 12. 1	100,000		0.18	5	0	0	-228,121	-219	0
155	H19. 12. 25		21,000	0.18	24	0	0	-249,121	-749	-749
156	H20. 1. 23	15,000		0.18	29	0	0	-235,857	-987	0
157	H20. 1. 28		23,000	0.18	5	0	0	-258,857	-161	-161
158	H20. 2. 23		20,000	0.18	26	0	0	-278,857	-919	-1,080
159	H20. 3. 26		21,000	0.18	32	0	0	-299,857	-1,219	-2,299

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
160	H20.4.28		22,000	0.18	33	0	0	-321,857	-1,351	-3,650
161	H20.5.26		20,000	0.18	28	0	0	-341,857	-1,231	-4,881
162	H20.6.24		20,000	0.18	29	0	0	-361,857	-1,354	-6,235
163	H20.7.25		22,000	0.18	31	0	0	-383,857	-1,532	-7,767
164	H20.8.25		20,000	0.18	31	0	0	-403,857	-1,625	-9,392
165	H20.9.24		20,000	0.18	30	0	0	-423,857	-1,655	-11,047
166	H20.10.27		20,000	0.18	33	0	0	-443,857	-1,910	-12,957
167	H20.11.25		20,000	0.18	29	0	0	-463,857	-1,758	-14,715
168	H20.12.29		20,000	0.18	34	0	0	-483,857	-2,154	-16,869
169	H21.1.26		20,000	0.18	28	0	0	-503,857	-1,855	-18,724
170	H21.2.23		20,000	0.18	28	0	0	-523,857	-1,932	-20,656
171	H21.3.25		20,000	0.18	30	0	0	-543,857	-2,152	-22,808
172	H21.4.29		20,000	0.18	35	0	0	-563,857	-2,607	-25,415
173	H21.5.25		20,000	0.18	26	0	0	-583,857	-2,008	-27,423
174	H21.6.24		20,000	0.18	30	0	0	-603,857	-2,399	-29,822
175	H21.7.27		20,000	0.18	33	0	0	-623,857	-2,729	-32,551
176	H21.8.24		20,000	0.18	28	0	0	-643,857	-2,392	-34,943
177	H21.9.29		20,000	0.18	36	0	0	-663,857	-3,175	-38,118
178	H21.10.28		20,000	0.18	29	0	0	-683,857	-2,637	-40,755
179	H21.12.2		20,000	0.18	35	0	0	-703,857	-3,278	-44,033
180	H21.12.27		15,000	0.18	25	0	0	-718,857	-2,410	-46,443
181	H22.1.25		15,000	0.18	29	0	0	-733,857	-2,855	-49,298
182	H22.2.23		15,000	0.18	29	0	0	-748,857	-2,915	-52,213
183	H22.3.26		13,000	0.18	31	0	0	-761,857	-3,180	-55,393
184	H22.4.21		10,000	0.18	26	0	0	-771,857	-2,713	-58,106
185	H22.5.2		10,000	0.18	11	0	0	-781,857	-1,163	-59,269
186	H22.5.25		10,000	0.18	23	0	0	-791,857	-2,463	-61,732
187	H22.6.28		13,000	0.18	34	0	0	-804,857	-3,688	-65,420

2,166,000 3,168,739

これは正本である。

平成 23 年 6 月 10 日

京都地方裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 吉 雄

